

広島県告示第八百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
栗原調剤薬局	尾道市栗原西二丁目九番一、二号	平成三〇年九月二十七日
クオール薬局 府川町店	府中市府川町一〇〇番地一七	平成三〇年一〇月一日
クレハ薬局	東広島市黒瀬町兼沢一〇七四番地二	平成三〇年一〇月一日
訪問看護ステーションリンク	東広島市西条昭和町八番三一号 ルミエール昭和町一〇一	平成三〇年一〇月一日
ゆなの風訪問看護ステーション	東広島市西条町御菌宇六〇三三番地一 コンチエルト御菌宇アネックス三号	平成三〇年一〇月一日
かわごえクリニック	廿日市市宮内一〇八七番地一	平成三〇年一〇月一日
橋田歯科医院	廿日市市新宮一丁目二番二六号	平成三〇年一〇月一日
やまさき歯科医院	江田島市能美町鹿川三二三〇番地二	平成三〇年一〇月一日
クオール薬局 江田島店	江田島市能美町中町四七一五番地六	平成三〇年一〇月一日
向洋駅前心療クリニック	安芸郡府中町青崎中二四番二六号 クリニクモール向洋六階	平成三〇年一〇月一日
ウォンツ海田栄町薬局	安芸郡海田町栄町五番二九号	平成三〇年一〇月一日
つくし薬局	山県郡安芸太田町加計三四八五番地一	平成三〇年一〇月一日
クオール薬局 安芸太田店	山県郡安芸太田町下殿河内二三六番三	平成三〇年一〇月一日
殿賀薬局	山県郡安芸太田町下殿河内七一〇番地五	平成三〇年一〇月一日

快生薬局

神石郡神石高原町小畠一五〇一  
番地一

平成三〇年一〇月一日